

2監査第63号
令和2年8月20日

京丹後市長 中山 泰様

京丹後市監査委員 東 幹夫

京丹後市監査委員 松本聖司

令和元年度京丹後市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、
審査に付された令和元年度京丹後市健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、
別紙のとおり意見書を提出します。

令和元年度

京丹後市健全化判断比率及び資金不足比率

審査意見書

京丹後市監査委員

令和元年度 財政健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和元年度京丹後市健全化判断比率について審査した結果は、次のとおりである。

1 審査の対象

令和元年度京丹後市健全化判断比率

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

2 審査の期間

令和2年7月28日から令和2年8月20日

3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、関係職員から説明を聴取して実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準 (令和元年度)
① 実質赤字比率	—	—	—	12.51
② 連結実質赤字比率	—	—	—	17.51
③ 実質公債費比率	12.4	11.4	11.1	25.0
④ 将来負担比率	137.9	127.1	113.5	350.0

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の「—」は、赤字が生じていないことを示す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和元年度の実質赤字比率は、実質収支額が 7 億 5,011 万 7 千円の黒字のため△3.79%であり、前年度と同様に「—」と表示され、良い状態である。

② 連結実質赤字比率について

令和元年度の連結実質赤字比率は、実質収支額が 25 億 6,643 万円 3 千円の黒字のため△12.99%であり、前年度と同様に「—」と表示され、良い状態である。

なお、比率算定の対象となったのは、14 会計（財産区特別会計を除く京丹後市の全会計）である。（資料 3 参照）

③ 実質公債費比率について

令和元年度の実質公債費比率は 12.4%であり、標準財政規模が縮小したことなどにより、前年度に比べて 1.0 ポイント増加している。早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っていると認められる。

なお、比率算定の対象範囲は、前述の 14 会計のほか 6 一部事務組合・広域連合である。（資料 3 参照）

④ 将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率は 137.9%であり、標準財政規模が縮小したことなどにより、前年度に比べて 10.8 ポイント増加している。早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回っているものの、引き続き将来負担を勘案した行財政運営を行い、持続可能な財政基盤の構築に取り組まれたい。

なお、比率算定の対象範囲は、前述の 14 会計、6 一部事務組合・広域連合のほか 17 地方公社・第三セクター等である。（資料 3 参照）

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

5 むすび

財政健全化判断指標である令和元年度京丹後市健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準以下となっており「良好」な状態にあるといえるが、依然として厳しい財政状況下にある。

引き続き、第 3 京丹後市行財政改革推進計画に基づき、効率的な行財政運営に努めるなど、健全な財政運営を着実に進められたい。

令和元年度 経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和元年度京丹後市資金不足比率について審査した結果、次のとおりである。

1 審査の対象

令和元年度京丹後市資金不足比率

2 審査の期間

令和2年7月28日から令和2年8月20日

3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、関係職員から説明を聴取して実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

会計名	資金不足比率			経営健全化基準	備考
	令和元年度	平成30年度	平成29年度		
① 水道事業会計	—	—	—	20.0	地方公営企業法適用
② 病院事業会計	6.9	4.7	—		
③ 集落排水事業特別会計	—	—	—		
④ 公共下水道事業特別会計	—	—	—		
⑤ 净化槽整備事業特別会計	—	—	—		地方公営企業法非適用
⑥ 市民太陽光発電所事業特別会計	—	—	—		
⑦ 工業用地造成事業特別会計	—	—	—		
⑧ 宅地造成事業特別会計	—	—	—		

※ 資金不足比率の「—」は、資金不足が生じていないことを示す。

(2) 個別意見

① 水道事業会計の資金不足比率について

令和元年度の資金不足比率は、資金不足額が△12億4,204万9千円（黒字のため△表記。以下同じ。）のため、前年度と同様に「—」と表示され、良い状態である。

② 病院事業会計の資金不足比率について

令和元年度の資金不足比率は、6.9%で資金不足額が4億2,835万1千円発生しているが、健全化法に規定する経営健全化基準の20%を下回っている。

③ 集落排水事業特別会計の資金不足比率について

令和元年度の資金不足比率は、資金不足額が△4,956万2千円のため、前年度と同様に「—」と表示され、良い状態である。

④ 公共下水道事業特別会計の資金不足比率について

令和元年度の資金不足比率は、資金不足額が△3億3,949万8千円のため、前年度と同様に「—」と表示され、良い状態である。

⑤ 処理槽整備事業特別会計の資金不足比率について

令和元年度の資金不足比率は、資金不足額が△1億1,224万6千円のため、前年度と同様に「—」と表示され、良い状態である。

⑥ 市民太陽光発電所事業特別会計の資金不足比率について

令和元年度の資金不足比率は、資金不足額が△1,690万円のため、前年度と同様に「—」と表示され、良い状態である。

⑦ 工業用地造成事業特別会計の資金不足比率について

令和元年度の資金不足比率は、資金不足額が△3,028万8千円のため、前年度と同様に「—」と表示され、良い状態である。

⑧ 宅地造成事業特別会計の資金不足比率について

令和元年度の資金不足比率は、資金不足額が△4,568万8千円のため、前年度と同様に「—」と表示され、良い状態である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

5 むすび

病院事業会計を除く事業会計については、資金不足比率が発生していないため、特に問題点は認められなかった。

病院事業会計については、平成29年度に策定した「京丹後市立病院改革プラン【改訂版】」に取り組み、経営改善と経費節減に努めているところであるが、度重なる医療報酬のマイナス改定や医師不足など、経営環境は非常に厳しい状況にあると思料される。さらに、多額の資金不足額があることから、本市の財政見通しに今後大きな影響を及ぼすことが懸念される。

については、より質の高い医療の提供や患者サービスの向上を図るのはもちろんのこと、さらなる経費節減や経営の効率化に努め、早期の経営健全化を喫緊の課題として病院経営に取り組まれるよう強く要望する。

健全化判断比率等審査資料

資料 1 健全化判断比率の状況

資料 2 資金不足比率の状況

資料 3 財政健全化法における健全化判断比率等の対象範囲

資料 4 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

資料1

健全化判断比率の状況

(1) 健全化判断比率

(単位: %)

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	備考
実質赤字比率	△ 3.79	△ 3.75	△ 2.69	
連結実質赤字比率	△ 12.99	△ 11.93	△ 10.89	
実質公債費比率 (3年平均)	12.4	11.4	11.1	
单年度	12.39957	12.28518	12.57363	
将来負担比率	137.9	127.1	113.5	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字の場合、マイナス表記となる。

(2) 早期健全化基準

(単位: %)

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	備考
実質赤字比率	12.51	12.49	12.49	
連結実質赤字比率	17.51	17.49	17.49	
実質公債費比率	25.0	25.0	25.0	
将来負担比率	350.0	350.0	350.0	

資料2

資金不足比率の状況

(単位: %、千円)

公営企業会計名		令和元年度			平成30年度		
		資金不足 比率	資金不足額	事業の規模	資金不足 比率	資金不足額	事業の規模
法 適 用	水道事業会計	—	△1,242,049	1,096,399	—	△1,121,901	627,080
	病院事業会計	6.9	428,351	6,179,442	4.7	288,100	6,091,982
法 非 適 用	集落排水事業 特 別 会 計	—	△49,562	93,709	—	△17,731	100,690
	公共下水道事業 特 別 会 計	—	△339,498	352,507	—	△75,582	390,623
	浄化槽整備事業 特 別 会 計	—	△112,246	40,512	—	△34,813	42,670
	市民太陽光発電 所事業特別会計	—	△16,900	47,233	—	△12,846	45,493
	工業用地造成 事業特別会計	—	△30,288	30,288	—	△29,621	29,621
	宅地造成事業 特 別 会 計	—	△45,688	45,688	—	△46,354	46,354

※ 資金不足額は、黒字の場合、マイナス表記となる。

経営健全化基準	20.0
---------	------

資料3

財政健全化法における健全化判断比率等の対象範囲 (令和元年度)

普通会計 (1)	一般会計		実質赤字比率 (1)	連結実質赤字比率	実質公債費比率	資金不足比率 (8)	将来負担比率
	(該当会計なし)						
公営事業会計 (13)	特別会計	国民健康保険事業特別会計					
		国民健康保険直営診療所事業特別会計					
		後期高齢者医療事業特別会計					
		介護保険事業特別会計					
		介護サービス事業特別会計					
		集落排水事業特別会計					
	公営企業会計	公共下水道事業特別会計					
		浄化槽整備事業特別会計					
		工業用地造成事業特別会計					
		宅地造成事業特別会計					
一部事務組合 ・広域連合 (6)	市民太陽光発電所事業特別会計						
	水道事業会計						
	病院事業会計						
	京都府市町村職員退職手当組合						
	京都府後期高齢者医療広域連合						
	京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合						
地方公社・ 第三セクター等 (17)	京都府自治会館管理組合						
	京都府市町村議會議員公務災害補償等組合						
	京都地方税機構						
	丹後地区土地開発公社						
	北近畿タンゴ鉄道(株)						
	(株)くみはま県						
	(株)テンキテンキ村						
	京丹後市総合サービス(株)						
	京丹後製茶(株)						
	京都信用保証協会						
	(公財)京都府丹後文化事業団						
	(公財)京都府水産振興事業団						
	(職)丹後地域職業訓練協会						
	(公財)丹後地域地場産業振興センター						
	(一財)丹後地域産業振興基金協会						
	(公財)京都府暴力追放運動推進センター						
	(一財)丹後王国食のみやこ						
	(公財)京丹後市公園緑化事業団						
	(社福)社会福祉協議会						
	(社福)よさのうみ福祉会						

資料4

健全化判断比率及び資金不足比率の概要

区分	概要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
【算定式】	
実質赤字比率	$= \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
区分	概要
連結実質赤字比率 (全ての会計の実質赤字の比率)	市の全ての会計(除、財産区会計)の赤字額と黒字額を合算して、市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を、市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
【算定式】	
連結実質赤字比率	$= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
区分	概要
実質公債費比率 (公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率)	市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を、市の標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年間の平均値である。
【算定式】	
実質公債費比率	$(3\text{カ年平均}) = \frac{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}$
区分	概要
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)	市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、市の標準財政規模を基本とした額で除したものである。
【算定式】	
将来負担比率	$= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高} \text{に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}$
区分	概要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足の比率)	一般会計等の実質収支に当る公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。
【算定式】	
(法適用企業)	
資金不足比率	$= \frac{\text{資金の不足額} [(\text{流動負債} + \text{建設改良費以外の経費の財源に充てるために起した地方債の現在高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}]}{\text{事業の規模} [\text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}]}$
(法非適用企業)	
資金不足比率	$= \frac{\text{資金の不足額} [(\text{繰上充用額} + \text{支払繰延額} \cdot \text{事業繰越額} + \text{建設改良費以外の経費の財源に充てた地方債の現在高}) - \text{解消可能資金不足額}]}{\text{事業の規模} [\text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する支出額}]}$